

浜長保険センター安全だより (3月)

平成 31 年 3 月 1 日
浜長保険センター第 27 号
TEL 079-246-2561
FAX 079-246-2571



春の暖かさを感じて、冬ごもりしていた虫が外に這い出す啓蟄(けいちつ)3月6日も近づき、日増しに暖かくなり、早春の恵吹を感じるこの頃です。三寒四温、健康管理に気を付けましょう。



身近なことについて、根拠を示して、少し掘り下げて解説したいと思います。時間的なゆとりのある方は、一度、インターネットで確認してください。

問 三角停止表示板を所持していますか？ 三角停止表示板は携帯義務があるのか？

答 携帯義務はありませんが、高速道路で故障等により停止した場合には、政令により三角停止表示板や灯火式の停止表示器材を表示しなければなりません。

故障等により停止した際に表示しなければ危険でありますので、結果として携帯しておく必要があります。表示しないと罰則が付けられています。



道路交通法第 75 条の 11 (故障等の場合の措置)

「故障その他の理由により、本線車道、加速車線、減速車線、登坂車線、又は路肩、路側帯において自動車を運転することができなくなったときに、政令で定めるところにより、表示しなければならない」と定められています。

「故障その他の理由により」とは、

- 燃料、冷却水、オイルの不足、エンジンのオーバーヒートなどの故障
- 交通事故、運転を継続することができないような病気や眠気などが生じた場合。

の理由により、運転することができなくなったことを言います。

この場合、燃料、冷却水、オイル不足が原因で運転できなくなった場合には、運転者の事前点検、措置義務の懈怠に基づくときは、

道路交通法第 75 条の 10 「運転者の遵守事項」 違反となります。

(注) 表示義務は、交通事故処理のため臨場して実況見分する警察車両、J A F 車両が故障車修理の応急作業の場合等は表示しなくても違反に該当しないと解されています。

- 表示の方法「道路交通法施行令第 27 条の 6」

停止表示器材を後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置く。

- 1 夜間 夜間用停止表示器材
- 2 夜間以外 昼間用停止表示器材(トンネル等視界が 200m 以下のときは夜間用停止表示器材)

問 発炎筒を直ぐに使用できますか？有効期限内ですか？

答 道路運送車両の保安基準第 43 条の 2 (非常信号用具)

「自動車には、告示で定める基準に適合する非常信号用具を備え付けなければならない。」と発炎筒の装備が義務化されていますが、罰則規定はありません。しかし、罰則の有無に関係なく緊急時に使用するものであり、備え付けておきましょう。発煙筒ではありません。

「告示基準」

- 1 夜間 200m の距離から確認できる赤色の灯火を発するもの
- 2 自発光式のもの
- 3 使用に便利な場所に備えられているもの
- 4 振動、衝撃等により、損傷を生じ、又は作動するものでない。

- 有効期限 4 年～切れると内部が劣化して着火しない。着火しても途中で消えてしまう。

